

久留米市告示第 277 号

国民健康保険法第 78 条の規定に基づき、差押調書(謄本)、配当計算書(謄本)について、別紙のとおり送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるので、公示送達する。

なお、同法の規定により市長がこれらの書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 2 日

久留米市長 原口 新五

	納付義務者	送付物
1	草場 八重子	差押調書・配当計算書
2	古賀 慎二	差押調書・配当計算書
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		